

太田川ダム濁水対策検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「太田川ダム濁水対策検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、静岡県が太田川ダムの濁水対策を検討するにあたり、地元関係者等の意見を聴取し、学識経験者の指導・助言を得ることを目的とするものである。

(構成)

第3条 検討会は、別表1に掲げる委員により構成する。

2 検討会の会長は、委員の中から選任する。

3 関係機関、行政関係は職をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、検討会を代表し、会務を統括する。

2 会長は委員を招集し、会務を統括し、会議の議長となる。

3 会長は必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(情報公開)

第5条 検討会は、原則として公開とし、検討会の議事要旨は各委員に確認のうえ袋井土木事務所のホームページに掲載する。

(事務局)

第6条 検討会の事務局は、袋井土木事務所河川改良課、及び河川砂防局河川企画課に置く。

2 事務局は、次の事務を行う。

(1) 会議の開催に関すること。

(2) 会議の記録に関すること。

(3) その他検討会の運営に必要な事務に関すること。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成27年 8月 4日から施行する。

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。

この要綱は、平成28年 2月18日から施行する。

この要綱は、平成30年12月26日から施行する。

この要綱は、令和 元年 7月12日から施行する。

この要綱は、令和 3年 3月 3日から施行する。

この要綱は、令和 4年 3月16日から施行する。

この要綱は、令和 5年 3月20日から施行する。

この要綱は、令和 6年 1月31日から施行する。

この要綱は、令和 7年 3月19日から施行する。

この要綱は、令和 8年 3月18日から施行する。

別表 1

	氏 名	所 属
学識経験者	加藤 史訓	国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
	杉野 孝雄	遠州自然研究会 会長
	松尾 直規	中部大学 名誉教授
	山田 辰美	常葉大学 名誉教授
地元代表者	<u>小澤 由彦</u>	天方地区振興連絡協議会 会長
	<u>大場 篤郎</u>	天方地区町内会長会連絡協議会 会長 亀久保町内会長
	<u>森下 修</u>	鍛冶島町内会長
	<u>藤川 修</u>	問詰町内会長
関係機関	山本 俊康	太田川漁業協同組合 組合長
	甚沢 万之助	森町森林組合 組合長
	木下 勝博	アクティ森 支配人
	<u>青山 直司</u>	静岡県企業局 参事
行政関係者	太田 康雄	森町 町長
	山田 真史	静岡県 交通基盤部 河川砂防局 局長
	榊原 正彦	静岡県 袋井土木事務所 所長
事務局	静岡県 袋井土木事務所 河川改良課	
	静岡県 交通基盤部 河川企画課	